

『福岡市博物館紀要』における著作権法上問題となる引用行為について（お詫び）

平成 27 年 5 月 1 日

このたび、当館の元学芸課職員が『福岡市博物館研究紀要』（以下『紀要』と略します）に執筆した論文が、著作権法上、不適切な引用を含んでいることが明らかになりました。

昨年 8 月に、『紀要』20 号掲載された同元職員の論文「豆州内浦の鯨子漁」について、沼津市歴史民俗資料館から、同館刊行の『豆州内浦漁民史料と内浦の漁業』の著作権を侵害しているのではないかとのご指摘があり、調査したところ、著作権法に認められたルールに従っていない不適切な引用があることを確認いたしました。沼津市歴史民俗資料館および同館刊行物の執筆者には、大変なご心痛とご迷惑をおかけしたことを、改めて深くお詫びいたします。

これを受けて、当館では館長を委員長とする調査委員会を設置し、当該論文のみならず、同元職員が執筆した『紀要』掲載論文すべての調査を行いました。その結果、同元職員が執筆した 17 本の論文すべてに、著作権法に認められたルールに従っていない、さまざまな著作からの不適切な引用があることが判明しました。

このような行為は本来あってはならないことであり、まことに申し訳なく、慚愧に堪えません。関係の方々に多大なご迷惑をおかけしただけでなく、市民の皆さまの信頼を大きく損なう重大な事態であり、職員一同、深刻に受け止めております。

当館は同元職員の事情聴取を行って調査結果を確認させ、本人の同意のもとに、すべての論文を取り下げることいたしました。また『紀要』をお送りしている皆さまに対しても、当該論文の取り下げを文書でお知らせするとともに、当館ホームページ上の当該論文はすべて削除いたしました。また同職員は定年退職後の再任用で博物館に勤務しておりましたが、当館は任用の更新は適当でない判断し、本人に伝達いたしました。同職員は 3 月末をもって退職しております。

以上の経緯について、4 月 30 日に市役所で記者会見を行い、これを公表いたしました。<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/47926/1/kaiken.pdf>

当館は本年の 10 月に開館 25 周年を迎えます。それを機会に、これまでの博物館の活動を振り返り、新しい時代に即した福岡市博物館の使命と役割を問い直す作業を開始しようとしていた矢先の出来事でした。足許を見つめ直す努力に欠けていたというご批判は、甘んじてお受けしたいと考えます。

その上で、以下のような方針のもと、信頼の回復に全力で取り組む所存です。

- ①『紀要』の刊行にあたっては編集委員会を設置し、責任ある編集態勢でのぞみます。
また研究内容について、職員相互が建設的な批評にもとづいて切磋琢磨する環境を作ります。
- ②館の活動について、自己点検評価を行い、その結果を公表します。
- ③市民の皆さまのご要望とご期待にこたえる博物館像を再構築し、広く公表することで、職員全員が当館の使命を主体的に担うことを自らに課し、館の運営にあたります。

福岡市博物館長

有馬 学